

あつたかい風を
みんなで吹かそう



いじめ・不登校 リーフレット

「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」

のポイント I

いじめの認知と 組織的対応

VOL.1

鳥取県教育委員会事務局
いじめ・不登校総合対策センター
平成29年8月

いじめの認知と組織的な対応が改定の重要なポイント



「いじめ防止対策推進法」が施行されたあとにも、全国ではいじめが背景にある自殺事案が後をたちません。そしてこれらの報告をみると「方針に基づく対応が徹底されていなかった」「特段の対応をしなかった」「報告を行っていなかった」「いじめとして認知していなかった」という学校等の対応の不十分さが指摘されています。

そこで、このような反省をもとに、今回の改定では、いじめの積極的な認知と、組織的な対応を重点として、詳しく述べています。

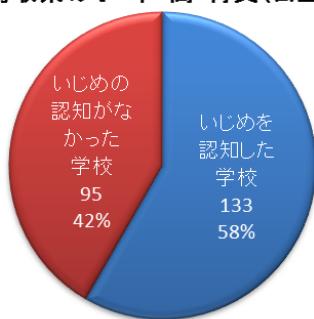
積極的ないじめの認知が、重大事態を未然に防ぐ！

鳥取県の児童生徒数 1000 人あたりのいじめの認知件数です。

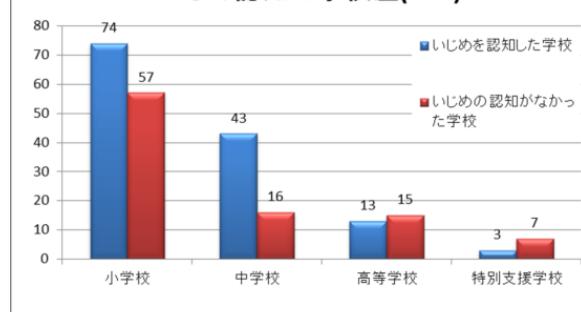
いじめ認知件数		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
鳥取県	認知件数/千人	1.2	1.0	1.2	4.8	2.4	8.7	8.7
全 国	認知件数/千人	5.1	5.5	5.0	14.3	13.4	13.7	16.4

いじめ認知の割合と学校間差を表したものです。

H27 いじめ認知の割合
鳥取県の小・中・高・特支(公立)



いじめ認知の学校差(H27)



1000 人あたり、
8.7 人という認知
件数は多い？？



認知されていない事例の中から、重大事態につながるいじめが起こったら、学校の姿勢を問われかねないことになるね。

「いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が児童生徒に行き届いていることのあかしであり、いじめ解消に向けた取組のスタートラインである。」

いじめ防止の考え方

ハインリッヒの法則

1つの重大事故の背景には
29の軽微な事故があり、
その背景に300のヒヤリ、ハット事象がある

→重大な事故は、軽微な事故を全力で防いで
いれば発生せず、軽微な事故は、ひやりとす
るような事故を防げば発生しない。

いじめ防止の考え方

プロアクティブの原則

- ① 疑わしいときは行動せよ
- ② 最悪事態を想定して行動せよ
- ③ 空振りは許されるが、見逃しは許されない



学校のいじめ対策組織が機能しているかが「鍵」！

- (例) • 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
• 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
• 金品をたかられる • 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
• 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
• 仲間はずれ、集団による無視をされる
• ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
• パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

1 いじめが疑われる情報のキャッチ

- ・いじめが疑われる言動
- ・生活ノート等の気になる言葉
- ・元気がない、表情が暗いなどの様子
- ・理由がはっきりしない欠席
- ・児童生徒や保護者の訴え
- ・アンケートの回答結果
- ・他の教職員からの情報

2 情報を集約する担当へ報告

- 以下が情報を集約する担当となる
・生徒指導担当
・教育相談担当
・教頭 等

3 校内組織の編成

いじめ対策委員会（仮称）

- 校長
教頭
学年主任
生徒指導担当
教育相談担当
人権教育主任
教務主任
養護教諭 等
(学級担任)
(部活顧問)

スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

いじめであると認知

★ いじめと疑われる情報を集約する担当を設置！！

- ①教育委員会に報告
※5W1Hで概要を報告
②被害者及び加害者、いじめが起きた集団に対する迅速な対応

〔情報を集約・整理する担当の役割〕

いじめや些細な兆候の発見、いじめの相談や報告を受けた教職員が一人で抱え込みます、組織による認知を機動的に行うために、情報を集約・整理する担当を設けます。
その担当が中心になって、管理職への報告を行い、学校いじめ対策組織の判断を得たのち、その判断に基づいた動きを学校体制で行います。

いじめ防止基本方針 Q & A

Q1

いじめの積極的な認知は必要だと思いますが、基本方針の例にあるようなものを挙げていると大変なことになります。具体的ないじめの態様について示されていますが、日々様々なトラブルが起こる学校においてはその限りではありません。教職員が認知を行うための視点はどういうものでしょうか。

A1

個々の教職員の判断によらず、組織で認知していくという学校のシステムづくりが必要です。学校は成長途上にある子どもが集まる場所ですから、トラブルが起きないはずはありません。その中にエスカレートしていじめになっていくものがあるのです。

できるだけ早い段階から、いじめではないかという疑いをもって、その可能性があるものについて積極的に認知していくことが、重大事態につながることを未然に防ぐことになります。そのような視点にたって考えることが必要です。



Q2

学校いじめ対策組織は、学校の複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等の専門家、その他関係者等により構成されるとなっています。積極的にいじめを認知していくためには、頻繁に会議を開催する必要があると思います。教職員の多忙化から業務改善が叫ばれる中、会議を行う時間の確保が難しいように感じます。

A2

学校のいじめへの「認知力」があがるほど、いじめ対策組織での会議は頻繁になると考えます。しかし、多忙という理由で、いじめの対応が遅れたり、重大事態に至ってしまったりすることは絶対にあってはいけません。そこで学校としては、各学校の状況も考慮のうえ、会議の持ち方、構成員などを工夫していく必要があります。既存のいじめ対策委員会、不登校対策委員会、特別支援教育に係る校内委員会など様々な会議についても、見直していく機会になるとを考えます。

そのほか、その都度フルメンバーを招集し協議することは難しいため、管理職を中心とする数名のチームで「仮判断（直ちに組織を招集、2~3日様子を見て情報収集、記録に留める等）」するという方法も考えられます。

あつたかい風を
みんなで吹かそう



編集 烏取県教育委員会事務局

いじめ・不登校総合対策センター

TEL 0857-28-2362

FAX 0857-31-3958

<http://www.pref.tottori.lg.jp/ijimefutoukou/>